

## 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 50 号	盛岡市教育委員会の委員の任命について……………	別紙
議案第 51 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	1
議案第 52 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	12
議案第 53 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	16
議案第 54 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	19
議案第 55 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	24
議案第 56 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	29
議案第 57 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	32
議案第 58 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	35
議案第 59 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	38
議案第 60 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	41
議案第 61 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	44
議案第 62 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	別冊
議案第 63 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	別冊
議案第 64 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	別冊
議案第 65 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	47
議案第 66 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	48
議案第 67 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	49
議案第 68 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	52
議案第 69 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	53
議案第 70 号	盛岡市監査委員の選任について……………	別紙

議案第 51 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市一般会計補正予算（第 6 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 14 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市一般会計補正予算（第 6 号）

平成22年度盛岡市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 410,038千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106,094,548千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		18,279,610	241,663	18,521,273
	1 地方交付税	18,279,610	241,663	18,521,273
13 分担金及び負担金		1,295,613	△8,967	1,286,646
	1 負担金	1,295,607	△8,963	1,286,644
	2 分担金	6	△4	2
14 使用料及び手数料		1,705,217	△21,619	1,683,598
	1 使用料	1,126,994	△2,555	1,124,439
	2 手数料	487,235	870	488,105
	3 証紙収入	90,988	△19,934	71,054
15 国庫支出金		17,552,293	△707,438	16,844,855
	1 国庫負担金	13,719,829	△696,311	13,023,518
	2 国庫補助金	3,749,492	△11,575	3,737,917
	3 委託金	82,972	448	83,420
16 県支出金		5,461,526	74,041	5,535,567
	1 県負担金	2,177,097	158,295	2,335,392
	2 県補助金	2,047,316	6,388	2,053,704
	3 委託金	1,237,113	△90,642	1,146,471
17 財産収入		345,838	△18,402	327,436
	1 財産運用収入	134,728	16,820	151,548

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 財産売却収入	211,110	△35,222	175,888
18 寄附金		6,279	4,302	10,581
	1 寄附金	6,279	4,302	10,581
19 繰入金		595,054	△439,787	155,267
	1 特別会計繰入金	11,237	899	12,136
	2 基金繰入金	583,817	△440,686	143,131
21 諸収入		3,493,620	△10,623	3,482,997
	1 延滞金, 加算金及び過料	75,322	49,237	124,559
	2 市預金利子	3,842	4,669	8,511
	3 貸付金元利収入	835,607	△39,113	796,494
	4 受託事業収入	22,607	△8	22,599
	5 雑入	2,556,242	△25,408	2,530,834
22 市債		11,816,600	476,792	12,293,392
	1 市債	11,816,600	476,792	12,293,392
歳	入	合	計	
		106,504,586	△410,038	106,094,548

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 641,429	千円 △23,506	千円 617,923
	1 議会費	641,429	△23,506	617,923
2 総務費		11,099,210	219,001	11,318,211
	1 総務管理費	8,853,618	340,829	9,194,447
	2 徴税費	1,232,524	△69,892	1,162,632
	3 戸籍住民基本台帳費	532,943	△32,105	500,838
	4 選挙費	203,665	△1,015	202,650
	5 統計調査費	194,198	△16,654	177,544
	6 監査委員費	82,262	△2,162	80,100
3 民生費		35,477,871	△79,137	35,398,734
	1 社会福祉費	12,895,022	568,300	13,463,322
	2 児童福祉費	15,013,523	△906,940	14,106,583
	3 生活保護費	7,569,326	259,503	7,828,829
4 衛生費		8,685,598	△65,703	8,619,895
	1 保健衛生費	2,520,979	△40,547	2,480,432
	2 清掃費	3,823,885	△64,758	3,759,127
	3 保健所費	2,340,734	39,602	2,380,336
5 労働費		284,951	△17,742	267,209
	1 労働諸費	284,951	△17,742	267,209

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林費		千円 2,219,969	千円 △20,563	千円 2,199,406
	1 農業費	1,846,816	△13,263	1,833,553
	2 林業費	373,153	△7,300	365,853
7 商工費		1,672,180	△67,088	1,605,092
	1 商工費	1,672,180	△67,088	1,605,092
8 土木費		16,962,444	△198,926	16,763,518
	1 土木管理費	241,533	4,727	246,260
	2 道路橋りょう費	4,476,404	294,080	4,770,484
	3 河川費	523,256	△8,289	514,967
	4 都市計画費	10,930,199	△463,288	10,466,911
	5 住宅費	791,052	△26,156	764,896
9 消防費		3,434,860	△23,038	3,411,822
	1 消防費	3,434,860	△23,038	3,411,822
10 教育費		10,197,636	△27,322	10,170,314
	1 教育総務費	838,568	28,616	867,184
	2 小学校費	3,338,806	△15,783	3,323,023
	3 中学校費	1,430,894	2,238	1,433,132
	4 高等学校費	644,847	△9,256	635,591
	5 幼稚園費	404,777	4,887	409,664

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	2,745,818	△22,715	2,723,103
	7 保健体育費	793,926	△15,309	778,617
11 災害復旧費		27,125	△1,091	26,034
	2 農林業施設災害復旧費	14,463	△1,091	13,372
12 公債費		15,751,313	△104,923	15,646,390
	1 公債費	15,751,313	△104,923	15,646,390
歳	出	合	計	
		106,504,586	△410,038	106,094,548

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	33,039
		(仮称) 築川老人福祉センター建設事業	12,635
	2 児童福祉費	(仮称) 築川児童センター建設事業	19,952
6 農林費	1 農業費	いわて希望農業担い手応援事業	13,041
		雪害対策農業施設復旧事業	22,742
		有機物資源活用施設整備事業	10,780
8 土木費	2 道橋りょう路費	市道舗装二次改築事業	11,019
		道路新設改良事業	35,100
		岩手公園開運橋線道路整備事業	32,907
		谷地頭線道路整備事業	34,371
		東中野門線道路整備事業	22,128
		南仙北一丁目道明線道路整備事業	19,439
		岩手飯岡駅南公園線外 1 路線道路整備事業	33,830
		稲荷町谷地頭線道路整備事業	12,000
		厨川駅地下自由通路整備事業	119,484
		中ノ橋通一丁目八幡町線道路整備事業	118,727
		高橋線道路整備事業	20,725
		好摩駅周辺整備事業	77,000
	4 都市計画費	都市景観形成建築指導事業	38,100
		浅岸地区土地区画整理事業	7,800
		梨木町上米内線街路事業	250,200
		盛岡駅南大橋線(神子田 I) 街路事業	49,865
		盛岡駅南大橋線(大沢川原) 街路事業	145,358
	明治橋大沢川原線街路事業	67,176	



款	項	事業名	金額
		盛岡駅青山線街路事業	34,615
		明治橋山岸線街路事業	124,347
		向中野安倍館線街路事業	82,217
		盛岡駅長田町線街路事業	52,829
		都市公園整備事業	11,310
		お城を中心としたまちづくり事業	4,182
		盛岡南地区都市開発整備事業	2,000
		鉄道利用推進事務	2,116
	5 住宅費	市営住宅リフォーム事業	10,905
10 教育費	6 社会教育	歴史文化施設整備事業	13,173
		大ヶ生ふるさと学習センター管理運営事業	184
		姫神ふるさと学習センター管理運営事業	113
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	6,071
	2 農林業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	4,326

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
8 土木費	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	40,000	77,100
		都南中央第三地区土地区画整理事業	40,000	79,000
		太田地区土地区画整理事業	220,000	325,975
		盛岡駅西口地区まちづくり事業	1,000	7,800
10 教育費	2 小学校費	学校配分事務	5,784	15,000
		向中野小学校建設事業	330,251	586,257
	3 中学校費	学校配分事務	4,784	15,000
	6 社会教育	図書館資料整備事業	8,761	9,225
		図書館活動事業	4,400	4,900

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自然災害及び農畜産物価格低迷対策特別資金の融通に伴う利子補給についての債務負担 (平成22年度分)	自 平成22年度 至 平成28年度	年 0.65%
平成22年産農産物販売価格低迷支援対策資金の融通に伴う利子補給についての債務負担 (平成22年度分)	自 平成22年度 至 平成26年度	長期資金 年 0.65% 短期資金 年 0.9875%
平成22年度雪害対応資金の融通に伴う利子補給についての債務負担 (平成22年度分)	自 平成22年度 至 平成26年度	年 0.5%
渋民土地区画整理組合が盛岡広域都市計画事業渋民地区土地区画整理事業資金として金融機関から借入する資金に対する損失補償についての債務負担 (平成22年度分)	自 平成22年度 至 平成23年度	金融機関から借り入れる3億9,500万円及びこれに対する利子相当額
舟田一本木線舗装補修工事に必要とする経費についての債務負担 (平成22年度分)	自 平成22年度 至 平成23年度	26,269
渋民小学校施設整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成22年度分)	自 平成22年度 至 平成23年度	34,000

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	4,850,200	6,020,692	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成22年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 式で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
松内地区コミュニティ センター建設事業債	34,500	31,700			
(仮称) 築川老人福祉 センター建設事業債	18,600	19,200			
(仮称) 築川児童 センター建設事業債	20,900	21,500			
火葬場整備事業債	583,700	556,900			
旧盛岡競馬場跡地 整備事業債	27,600	27,700			
有機物資源活用施設 整備事業債	14,800	15,800			
公有林整備事業債	35,900	34,200			
地方道路等整備事業債	3,341,600	2,797,700			
道路整備事業債	206,500	196,300			
高齢者・障がい者にやさ しいみちづくり事業債	14,400	12,600			
急傾斜地崩壊 対策事業債	200	0			
河川整備事業債	111,600	98,300			
公園整備事業債	261,900	224,600			
まちづくり 交付金事業債	322,200	312,900			
いわて銀河鉄道指令 システム構築事業債	88,200	59,400			
消防施設整備事業債	52,300	48,100			
防災まちづくり事業債	14,500	13,300			
青山小学校 校舎耐震整備事業債	40,000	40,200			
城東中学校 校舎改築事業債	7,800	6,100			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
城西中学校 校舎改築事業債	12,300	8,600			
松園地区公民館 整備事業債	2,400	2,200			
志波城跡保存 整備事業債	12,400	11,900			
好摩地区体育施設 整備事業債	17,000	9,600			
農業用施設等 災害復旧事業債	6,300	5,100			
計	11,816,600	12,293,392			

議案第 52 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第 1 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,824千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		4,201	△2,088	2,113
	1 分担金	4,200	△2,490	1,710
	2 負担金	1	402	403
2 使用料及び手数料		2,445	△249	2,196
	1 使用料	2,444	△249	2,195
3 国庫支出金		6,988	△6,837	151
	1 国庫補助金	6,988	△6,837	151
4 繰入金		1,152	△800	352
	1 一般会計繰入金	1,152	△800	352
5 繰越金		1	132	133
	1 繰越金	1	132	133
6 諸収入		126	218	344
	1 延滞金	1	△1	0
	2 雑入	125	219	344
7 市債		20,700	△10,200	10,500
	1 市債	20,700	△10,200	10,500
歳入合計		35,613	△19,824	15,789

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公設浄化槽整備費		千円 31,981	千円 △19,215	千円 12,766
	1 公設浄化槽整備費	31,981	△19,215	12,766
2 公設浄化槽管理費		2,975	△301	2,674
	1 公設浄化槽管理費	2,975	△301	2,674
3 公債費		657	△308	349
	1 公債費	657	△308	349
歳 出 合 計		35,613	△19,824	15,789

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公設浄化槽事業債	20,700	10,500	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成22年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 式で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	20,700	10,500			



議案第 53 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 1 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 14 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,010千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 528,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		100	127	227
	1 分担金	100	127	227
2 使用料及び手数料		69,666	△471	69,195
	1 使用料	69,616	△501	69,115
	2 手数料	50	30	80
3 繰入金		445,166	△4,202	440,964
	1 一般会計繰入金	445,166	△4,202	440,964
4 繰越金		1	3,332	3,333
	1 繰越金	1	3,332	3,333
5 諸収入		15,001	204	15,205
	1 延滞金	1	200	201
	2 貸付金元利収入	15,000	4	15,004
歳 入 合 計		529,934	△1,010	528,924

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 15,203	千円 △24	千円 15,179
	1 農業集落排水整備費	15,203	△24	15,179
2 農業集落排水施設管理費		86,779	△640	86,139
	1 農業集落排水施設管理費	86,779	△640	86,139
3 公債費		427,952	△346	427,606
	1 公債費	427,952	△346	427,606
歳 出	合 計	529,934	△1,010	528,924

議案第 54 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）

平成22年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,351,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 6,938,988	千円 △482,120	千円 6,456,868
	1 国民健康保険税	6,938,988	△482,120	6,456,868
3 国庫支出金		6,839,192	57,818	6,897,010
	1 国庫負担金	5,193,756	△39,009	5,154,747
	2 国庫補助金	1,645,436	96,827	1,742,263
4 療養給付費交付金		1,322,502	△43,821	1,278,681
	1 療養給付費交付金	1,322,502	△43,821	1,278,681
5 前期高齢者交付金		4,436,406	6,490	4,442,896
	1 前期高齢者交付金	4,436,406	6,490	4,442,896
6 県支出金		1,031,161	5,377	1,036,538
	1 県負担金	127,000	△7,607	119,393
	2 県補助金	904,161	12,984	917,145
7 共同事業交付金		2,900,969	190,630	3,091,599
	1 共同事業交付金	2,900,969	190,630	3,091,599
9 繰入金		1,661,129	382,009	2,043,138
	1 一般会計繰入金	1,661,128	177,416	1,838,544
	2 基金繰入金	1	204,593	204,594
10 繰越金		2	5,526	5,528
	1 繰越金	2	5,526	5,528

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸収入		千円 122,708	千円 △27,161	千円 95,547
	1 延滞金, 加算金及び過料	47,367	△7,367	40,000
	2 雑入	75,341	△19,794	55,547
歳 入 合 計		25,257,171	94,748	25,351,919

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 466,328	千円 △9,946	千円 456,382
	1 総務管理費	278,445	△9,976	268,469
	2 徴税費	187,081	368	187,449
	3 運営協議会費	802	△338	464
2 保険給付費		17,796,153	164,918	17,961,071
	1 療養諸費	15,909,267	143,519	16,052,786
	2 高額療養費	1,755,513	12,395	1,767,908
	4 出産育児諸費	121,441	7,984	129,425
	5 葬祭諸費	9,930	1,020	10,950
3 後期高齢者支援金		2,729,519	4,971	2,734,490
	1 後期高齢者支援金	2,729,519	4,971	2,734,490
4 前期高齢者納付金		5,018	△280	4,738
	1 前期高齢者納付金	5,018	△280	4,738
5 老人保健拠出金		23,576	△24	23,552
	1 老人保健拠出金	23,576	△24	23,552
6 介護納付金		1,217,622	△4,122	1,213,500
	1 介護納付金	1,217,622	△4,122	1,213,500
7 共同事業拠出金		2,800,989	△113,832	2,687,157
	1 共同事業拠出金	2,800,989	△113,832	2,687,157

款	項	補正前の額	補正額	計
8 保健事業費		千円 177,129	千円 △18,701	千円 158,428
	1 保健事業費	177,129	△18,701	158,428
10 諸支出金		38,734	71,764	110,498
	1 償還金及び還付加算金	38,734	71,764	110,498
歳 出 合 計		25,257,171	94,748	25,351,919



議案第 55 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月 28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,252,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,508,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 3,051,247	千円 118,813	千円 3,170,060
	1 介護保険料	3,051,247	118,813	3,170,060
2 使用料及び手数料		617	△69	548
	1 手数料	616	△69	547
3 国庫支出金		3,626,411	341,901	3,968,312
	1 国庫負担金	2,737,180	273,600	3,010,780
	2 国庫補助金	889,223	68,303	957,526
	3 委託金	8	△2	6
4 支払基金交付金		4,701,742	359,357	5,061,099
	1 支払基金交付金	4,701,742	359,357	5,061,099
5 県支出金		2,370,523	137,701	2,508,224
	1 県負担金	2,312,151	142,714	2,454,865
	2 県補助金	58,372	△5,013	53,359
6 財産収入		347	3	350
	1 財産運用収入	347	3	350
7 繰入金		2,504,893	223,647	2,728,540
	1 一般会計繰入金	2,366,591	159,147	2,525,738
	2 基金繰入金	138,302	64,500	202,802
8 繰越金		5	68,522	68,527

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	千円 5	千円 68,522	千円 68,527
9 諸収入		683	2,269	2,952
	1 延滞金, 加算金及び過料	1	70	71
	2 雑入	682	2,199	2,881
歳入合計		16,256,468	1,252,144	17,508,612

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 381,578	千円 △2,886	千円 378,692
	1 総務管理費	219,416	△17,292	202,124
	2 徴収費	30,710	△158	30,552
	3 介護認定審査会費	129,417	14,469	143,886
	4 趣旨普及費	2,035	95	2,130
2 保険給付費		15,536,406	1,283,176	16,819,582
	1 介護サービス等諸費	14,168,859	1,131,497	15,300,356
	2 介護予防サービス等諸費	453,440	45,308	498,748
	3 その他諸費	22,832	1,518	24,350
	4 高額介護サービス等費	254,374	32,900	287,274
	5 高額医療合算介護サービス等費	11,623	31,213	42,836
	6 特定入所者介護サービス等費	625,278	40,740	666,018
3 地域支援事業費		333,131	△39,806	293,325
	1 介護予防事業費	136,633	△39,111	97,522
	2 包括的支援事業・任意事業費	196,498	△695	195,803
4 基金積立金		347	3	350
	1 基金積立金	347	3	350

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 4,006	千円 11,657	千円 15,663
	1 償還金及び還付加算金	4,006	11,657	15,663
歳	出	合	計	
		16,256,468	1,252,144	17,508,612

議案第 56 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計補正予算（第 1 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の介護保険サービス事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入		千円 2,099	千円 757	千円 2,856
	1 介護給付費収入	1,243	1,016	2,259
	2 予防給付費収入	666	△259	407
2 繰入金		4,150	△800	3,350
	1 一般会計繰入金	4,150	△800	3,350
歳入合計		6,249	△43	6,206

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 サービス事業費		千円 6,249	千円 △43	千円 6,206
	1 居宅サービス事業費	6,249	△43	6,206
歳 出 合 計		6,249	△43	6,206



議案第 57 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月 28 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市老人保健費特別会計補正予算（第 2 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 14 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市老人保健費特別会計補正予算（第 2 号）

平成22年度盛岡市の老人保健費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,960千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 支払基金交付金		8,583	△8,577	6
	1 支払基金交付金	8,583	△8,577	6
2 国庫支出金		9,013	△9,013	0
	1 国庫負担金	9,013	△9,013	0
3 県支出金		2,153	△2,153	0
	1 県負担金	2,153	△2,153	0
4 繰入金		17,821	2,483	20,304
	1 一般会計繰入金	17,821	2,483	20,304
5 繰越金		1	107	108
	1 繰越金	1	107	108
6 諸収入		5,273	193	5,466
	1 延滞金及び加算金	2	△2	0
	2 雑入	5,271	195	5,466
歳入合計		42,844	△16,960	25,884

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 医療諸費		千円 17,175	千円 △16,960	千円 215
	1 医療諸費	17,175	△16,960	215
歳 出 合 計		42,844	△16,960	25,884

議案第 58 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,406,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		2,055,222	△25,609	2,029,613
	1 後期高齢者医療保険料	2,055,222	△25,609	2,029,613
2 使用料及び手数料		1,026	△390	636
	1 手数料	1,026	△390	636
3 繰入金		290,401	73,295	363,696
	1 一般会計繰入金	290,401	73,295	363,696
4 諸収入		5,006	1,152	6,158
	1 延滞金, 加算金及び過料	2	810	812
	2 償還金及び還付加算金	5,001	345	5,346
	3 雑入	3	△3	0
5 繰越金		0	6,814	6,814
	1 繰越金	0	6,814	6,814
歳入合計		2,351,655	55,262	2,406,917

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 24,581	千円 △2,167	千円 22,414
	1 総務管理費	3,336	16	3,352
	2 徴收費	21,245	△2,183	19,062
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,321,073	57,930	2,379,003
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,321,073	57,930	2,379,003
3 諸支出金		5,001	△501	4,500
	1 償還金及び還付加算金	5,001	△501	4,500
歳 出 合 計		2,351,655	55,262	2,406,917

議案第 59 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 2 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 2 号）

平成22年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,176千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,569,643千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		657,537	△2,420	655,117
	1 使用料	657,536	△2,423	655,113
	2 手数料	1	3	4
2 財産収入		77	9	86
	1 財産運用収入	77	9	86
3 繰入金		720,625	△8,880	711,745
	1 一般会計繰入金	565,707	△2,825	562,882
	2 基金繰入金	154,918	△6,055	148,863
4 繰越金		1	3,303	3,304
	1 繰越金	1	3,303	3,304
5 諸収入		203,579	△4,188	199,391
	2 雑入	203,234	△4,188	199,046
歳入合計		1,581,819	△12,176	1,569,643



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 524,943	千円 △12,176	千円 512,767
	1 市場管理費	524,943	△12,176	512,767
歳 出 合 計		1,581,819	△12,176	1,569,643

議案第 60 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市簡易水道事業費特別会計補正予算（第 1 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市簡易水道事業費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の簡易水道事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 249千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,245千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 13,646	千円 249	千円 13,895
	1 一般会計繰入金	13,646	249	13,895
歳入	合計	14,996	249	15,245

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道施設管理費		千円 8,009	千円 249	千円 8,258
	1 簡易水道施設管理費	8,009	249	8,258
歳	出	合	計	
		14,996	249	15,245

議案第 61 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成22年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成22年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）

平成22年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 15,146	千円 820	千円 15,966
	1 財産運用収入	13,369	820	14,189
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		115,384	819	116,203

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		千円 13,370	千円 819	千円 14,189
	1 管理事務費	13,370	819	14,189
歳 出 合 計		115,384	819	116,203

議案第 65 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市配偶者等暴力防止及び学校教育支援基金条例の制定について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市配偶者等暴力防止及び学校教育支援基金条例

（設置）

第 1 条 配偶者等からの暴力の防止に関する啓発並びに学校教育における児童及び生徒の学習支援（いずれも雇用の機会の創出に資する場合に限る。）に要する経費の財源に充てるため、配偶者等暴力防止及び学校教育支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成25年 3 月31日限り、その効力を失う。



議案第 66 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月 28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

議決の変更について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月 14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

議決の変更について

平成22年 9 月 29日議会の議決を得た議案第89号盛岡市立厨川中学校校舎改築（建築主体）第 1 期工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

契約金額「 175,875,000円」を「 192,417,750円」に改める。

議案第 67 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

市道の路線の認定、廃止及び変更について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 738	緑が丘二丁目30号線	緑が丘二丁目 2 番93地先	緑が丘二丁目 2 番 126地先
A b 739	緑が丘二丁目31号線	緑が丘二丁目 2 番 101地先	緑が丘二丁目 2 番95地先
A b 740	緑が丘二丁目32号線	緑が丘二丁目 2 番 117地先	緑が丘二丁目 2 番 107地先
A b 741	緑が丘二丁目自転車歩行者専用道 3 号線	緑が丘二丁目 2 番84地先	緑が丘二丁目 2 番84地先
A b 742	緑が丘二丁目自転車歩行者専用道 4 号線	緑が丘二丁目 2 番 132地先	緑が丘二丁目 2 番 142地先
B a 494	加賀野一丁目20号線	加賀野一丁目13番19地先	加賀野一丁目13番16地先
C a 769	南仙北三丁目23号線	南仙北三丁目 158番 7 地先	南仙北三丁目 145番 1 地先
C a 770	南仙北三丁目24号線	南仙北三丁目 1 番14地先	南仙北三丁目 1 番 1 地先
C a 771	南仙北三丁目25号線	南仙北三丁目 1 番16地先	南仙北三丁目 1 番 1 地先
C a 772	南仙北三丁目26号線	南仙北三丁目 1 番43地先	南仙北三丁目 1 番35地先
C a 773	南仙北三丁目歩行者専用道 1 号線	南仙北三丁目 1 番20地先	南仙北三丁目 1 番22地先
C a 774	南仙北三丁目27号線	南仙北三丁目 1 番25地先	南仙北三丁目 1 番60地先
C a 775	向中野 219号線	向中野字細谷地39番地先	向中野字細谷地41番 8 地先

C a 776	向中野 220号線	向中野字細谷地41番 2 地先	向中野字細谷地39番地先
C a 777	向中野 221号線	向中野字細谷地38番 2 地先	向中野字細谷地 6 番15地先
C a 778	向中野 222号線	向中野字細谷地 6 番 8 地先	向中野字細谷地 6 番 2 地先
C a 779	向中野 223号線	向中野字細谷地 8 番地先	向中野字細谷地73番地先
C a 780	向中野 224号線	向中野字細谷地73番地先	向中野字細谷地80番 1 地先
C c 472	下太田 214号線	下太田榑12番 1 地先	下太田榑48番19地先
C c 473	下太田 215号線	下太田下川原 5 番 5 地先	下太田榑 6 番地先
C c 474	下太田 216号線	下太田榑65番 1 地先	下太田榑65番 1 地先
C c 475	下太田 217号線	下太田榑13番10地先	下太田榑71番 2 地先
C c 476	下太田 218号線	下太田榑22番 3 地先	下太田榑24番地先
C c 477	下太田 219号線	下太田榑23番 2 地先	下太田沢田67番24地先
C c 478	下太田 220号線	下太田榑 6 番地先	下太田榑20番 2 地先
C c 479	下太田 221号線	下太田沢田81番地先	下太田榑14番10地先
C c 480	下太田 222号線	下太田沢田73番17地先	下太田沢田72番 5 地先
C c 481	下太田 223号線	下太田榑 6 番地先	下太田榑 6 番地先
C c 482	下太田歩行者専用道18号線	下太田榑48番21地先	下太田榑45番 2 地先
C c 483	下太田歩行者専用道19号線	下太田榑65番 1 地先	下太田榑65番 1 地先
C c 484	下太田歩行者専用道20号線	下太田榑21番 7 地先	下太田榑21番 4 地先
C c 485	下太田歩行者専用道21号線	下太田沢田72番 5 地先	下太田榑22番 1 地先
C c 486	下太田歩行者専用道22号線	下太田沢田73番17地先	下太田沢田72番 5 地先
C c 487	下太田歩行者専用道23号線	下太田沢田72番 7 地先	下太田榑 7 番地先
C c 488	下太田歩行者専用道24号線	下太田榑 6 番地先	下太田榑 6 番地先
C c 489	下太田歩行者専用道25号線	下太田下川原52番 1 地先	下太田下川原63番 9 地先
C c 490	下太田歩行者専用道26号線	下太田榑14番 4 地先	下太田榑14番 1 地先
C c 491	下太田歩行者専用道27号線	下太田下川原 153番 1 地先	下太田下川原 153番 1 地先

## 2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
C c 280	下太田23号線	下太田下川原59番 5 地先	下太田下川原55番 3 地先

## 3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点		終 点		
A b 724	緑が丘二丁目19号線	緑が丘二丁目 1 番14地先	新	緑が丘二丁目 2 番 144地先	旧	緑が丘二丁目 2 番10 地先
			旧	緑が丘二丁目 2 番10 地先		
A b 725	緑が丘二丁目20号線	緑が丘二丁目47番13地先	新	緑が丘二丁目 2 番 144地先	旧	緑が丘二丁目 2 番28 地先
			旧	緑が丘二丁目 2 番28 地先		
A b 727	緑が丘二丁目22号線	緑が丘二丁目47番29地先	新	緑が丘二丁目 2 番 143地先	旧	緑が丘二丁目 2 番21 地先
			旧	緑が丘二丁目 2 番21 地先		
A b 728	緑が丘二丁目23号線	緑が丘二丁目47番11地先	新	緑が丘二丁目 2 番 154地先	旧	緑が丘二丁目 2 番14 地先
			旧	緑が丘二丁目 2 番14 地先		
C c 460	下太田94号線	新	下太田榊50番 7 地先	新	下太田下川原75番 3 地先	
		旧	下太田下川原52番 1 地 先	旧	下太田榊54番 3 地先	

議案第 68 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地方第 145号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「盛岡地区広域行政事務組合」を「盛岡地区広域消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

議案第 69 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 3 月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を変更する規約の協議について、相当の期間内に議決を得ることができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年 3 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を変更する規約の協議について

盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

盛岡地区衛生処理組合同規約の一部を変更する規約

盛岡地区衛生処理組合同規約（昭和45年岩手県指令地第 320号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項中「並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理（収集運搬を除く。）」を「し尿及び浄化槽汚泥の処理（収集及び運搬を除く。）並びに当該処理に係る一般廃棄物処理計画の策定」に改める。

附 則

この規約は、平成23年 4 月 1 日から施行する。